

令和6年6月1日

## 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、患者さんの薬剤情報や特定検診情報等の診療情報を活用して、質の高い医療の提供に務めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定に伴い、診療報酬を下記のとおり算定いたします。

（点数）

区分	マイナ保険証利用 （情報取得同意）	点数
初診	する	1点
	しない	3点
再診	する	1点
	しない	2点

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に御理解・御協力をお願いします。

福島県立南会津病院